

都市整備事業の地域社会への適応策に関する研究

徳島大学工学部

正員 定井善明

日本技術開発(株)

正員 O坂東 武

広島建設コンサルタント(株) 正員 谷 正え

〔1〕はじめに

本研究の究極の目的は、都市整備事業を施行するにあたり、関係地域住民の意向を反映し、また、住民との摩擦をなくして事業を円滑に推進すべき方策を提示することにある。本論は、一昨年度来のゴミ処理場建設事業のケース・スタディに引き続き、徳島県東部都市計画事業八万東土地区画整理事業のケース・スタディを行なった研究である。研究のための資料は、昨年8月～9月に行なったアンケート調査結果のデータであり、調査は、事業の権利者および施行地区周辺住民に対し実施し、有効サンプル数264個(うち、権利者119個)を得た。

〔2〕事業および施行地区の概要

施行地区(徳島市沖浜町、山城町、八万町の各一部。574ha)は徳島市の中心部より至近距離に位置し、近年、その周辺部では蚕食の市街化の傾向があり、また、地区内を国道バイパスが貫通するため、今後も市街化は一層促進されよう。用途地域指定は、一部を除き住居地域であるが、土地利用状況の内分けは、農地(58.2%)原野・雑種地(20.9%)で、宅地はわずか2.6%である。さらに、地区内およびその周辺部において、道路、排水施設、公園など公共施設は、未整備の状況であり、このような地区の状況から土地区画整理事業の必要性は絶対的に認識された。本事業は、昭和47年、都市計画決定されたものであるが、住民の事業反対の抵抗を受け、昭和53年2月現在、第4次後援地指定(6次で終了)が終わった段階である。

〔3〕本住民運動の実態

本件に係る県の資料およびアンケートの単純集計、クロス集計による実態分析の結果から、本事業に対する反対住民運動の実態について記述する。なお、本事業に対しては賛成運動も起きている。

住民運動は一種の社会的紛争であると考えられることから、公文氏による紛争システムの要素に準じて、本運動の構造を示したものが表-1である。反対者組織は、事業の権利者の一部住民によって構成される同盟会と、施行地区内に学園用地を持つM学園であるが、両者は、その主張も相違し、共闘はしていない。争点は、意見書に見る限りは、営農問題、墓地移転反対、校地に対する不服など、事業による諸権利侵害の問題であったが、調査結果によるとこれらの意見は少数で、住民を無視して計画決定がされたことを主張して、これは、計画決定の民主的手続を問題にしている。県の対応行動は、説明会、話し合い、説得など、これらの対応策によって、反対派は一時、柔軟姿勢をみせたが、全面解決にはいたっていない。ゴミ処理場建設反対運動と比較してみると本運動は、住民各人の動機、目的も多様で、それだけに、強固かつ広範な組織化がなされていず、本質的にはごく少数住民によって担われ展開されている。そして、運動の主張、動向も流動的であり、条件斗争としての反対住民運動であると考えられる。

表-1 本事業に係るコンフリクトの構成要素

	施行者側	住民側
紛争当事者	徳島県	八万東部地区整理反対連合同盟会(M学園)
介入者	県議会議員	
紛争対象	営農問題、民主的計画決定手続の問題 (教育環境の悪化の問題)	
紛争行動	事業内容の説明会 直接説得、話し合い パンフ配布 アンケート調査	意見書提出、口頭陳述 反対陳情、座り込み などによる工事あるいは 測量の要請阻止

と主張して、これは、計画決定の民主的手続を問題にしている。県の対応行動は、説明会、話し合い、説得など、これらの対応策によって、反対派は一時、柔軟姿勢をみせたが、全面解決にはいたっていない。ゴミ処理場建設反対運動と比較してみると本運動は、住民各人の動機、目的も多様で、それだけに、強固かつ広範な組織化がなされていず、本質的にはごく少数住民によって担われ展開されている。そして、運動の主張、動向も流動的であり、条件斗争としての反対住民運動であると考えられる。

〔4〕住民意識とその行動に関する分析

住民意識と行動の関連を把握され、そしてその住民意識が外部的に操作可能なものであれば、適応策の示唆を得ることができると考えられる。ここでは、アンケートの回答に反映された住民意識とその行動(住民運動を行

なっているかどうか)に関する分析を行なった。

まず、アンケート項目のうち「住民行動」「賛否」など、事業に対する行動、意識を反映していると思われる6アイテム40カテゴリーを数量化理論第Ⅲ類に適用し、類型化を試みた。相関係数 P の大きい2つの軸($P_1=0.767$
 $P_2=0.691$)について、各カテゴリーを平面上に配し、軸の意味を解釈して表-2に示すようにカテゴリーを4タイプに類型化した。これより、行動パターン別の事業意識の特性および両者の関連があらがになったと考えられる。すなわち、事業否定反対派は、事業に対しマイナス側の歪曲化したイメージを持ち、県に対して一方的計画、意見・陳情が受け入れられない点を不満としている。一方、事業肯定推進派は、事業の意義を明確かつ正統にとらえている。さて、行動パターン別に生活意識の特性をも同様な手法でみた結果、それぞれ、事業肯定推進派はコミュニティ型、中立派は地域共同体型、無関心派はアノミー型の意識を持っていることがわかった。

表-2 「事業意識」の類型化

タイプ名	E	F	G	H
アイテム	事業否定反対型(派)	事業肯定推進型(派)	中立型(派)	無関心型(派)
33 住民行動	反対行動、陳情書	賛成行動、陳情書	意見書、何もせず	何もせず
24 賛否	反対	賛成	中立	わからない
23 区画整理の目的	地権者の利、55号線用地ねん出	住みやすく、市全体のため	市街化防止	わからない
31 県への不満	一方的計画、意見・陳情受け入れず	事業の遅れ、不満なし	非公開、減歩率が高い、住民感情無視、住民参加が行なわれていない	わからない
32 説明会への参加	毎回、半分以上		1~3回、欠席	欠席
34 区画整理の影響	交通公害、地域社会崩壊	耕作の便、生活が便利、快適	地権者の得	

次に、数量化理論第Ⅲ類を用いて行動の要因分析を行なった。アンケート項目のなかから独立な18要因を説明要因として、〔行動の種類〕〔行動の積極性〕〔賛否〕の3種の判別問題を考えた。表-3はその結果のRange表である。これより、行動、賛否の意思決定は事業意識を代表する「県への不満」が影響要因となっていることが伺われる。〔行動の積極性〕については「職業」など個人属性が大きく影響していて、なかでも農業従事者が積極的であることがわかった。かれらは事業による影響を大きく受けるわけであり、住民運動が利害量によって発生、展開されていることが実証された。一方、「生活環境満足度」が高値に位置していない点が目される。

〔5〕適応策について

以上の分析結果等を概括して、土地区画整理事業の地域社会への適応策として以下の点が指摘できる。

- ⅰ)事業の意義、影響を正統に認識し、かつ県への不要な不信を解消するためにも計画決定段階からの住民参加の必要性があり、具体的には、ⅱ)先例を知悉せしめる、ⅲ)住民が容易に理解できるような事業による環境(広義)事前評価値を示す。また、ⅳ)対象地域に、住民の意見を民主的に統合し、かつコンセンサスを得やすいコミュニティ形成のため、事前に財政的、労力的援助を与えるという政策が必要である。そのほか、ⅴ)住民の営農権を保障するなど将来の生活への不安を解消が指摘できる。

表-3 行動への要因影響度(数量化理論第Ⅲ類によるRANGE係数)

説明要因	行動の種類 (賛成、反対)	行動の積極性	賛 否
外的基準 相 関 係 数	$r=0.738$	$r=0.738$	$r=0.707$
県への不満	1.000	1.948 (1)	1.098 (1)
居住年数	0.772	0.842 (4)	0.663 (3)
充実感を感じるとき	0.482	0.383 (11)	0.538 (5)
公共事業実施	0.467	0.783 (5)	0.338 (8)
地域社会への態度	0.464	0.526 (9)	0.734 (2)
家族数	0.386	0.930 (2)	0.498 (6)
年齢	0.354	0.621 (7)	0.403 (7)
市内環境満足度	0.343	0.260 (15)	0.317 (10)
職業	0.334	0.904 (3)	0.210 (15)
周辺環境満足度	0.257	0.379 (12)	0.102 (17)
生活環境改善法	0.209	0.224 (17)	0.173 (16)
年収	0.197	0.657 (6)	0.319 (9)
学歴	0.110	0.128 (18)	0.291 (12)
世居の種類	0.102	0.559 (8)	0.581 (4)
住民運動への関心	0.094	0.426 (10)	0.300 (11)
社会的地位	0.083	0.307 (13)	0.010 (18)
今後の生活態度	0.068	0.288 (14)	0.232 (14)
共同作業	0.054	0.238 (16)	0.283 (13)